

愛媛県有機農業推進計画
(案)

令和3年 月

愛 媛 県

I はじめに

1 計画策定の趣旨

環境に配慮をした地域社会の創造は、全ての産業が取り組むべき重要な課題であり、農業分野においても、自らが環境に及ぼす影響を低減し、農業生産全体を環境保全を重視したものに転換していくことが求められていることから、環境保全型農業を実践する農業者の確保、育成に努めるなど、環境と調和した農業の推進が重要となっている。

とりわけ、有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産活動に由来する環境への負荷を低減するとされている。近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものである。また、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであることから、「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）では、農業者が容易に有機農業に取り組み、多くの消費者が有機農業により生産される農産物を入手できるよう、生産、流通、販売及び消費の各方面において有機農業の推進のための取組が求められている。

このため、県では、有機農業の取組を増加させ、環境保全型農業の推進に資することを目的に、有機農業推進法に即した基本理念と「有機農業の推進に関する基本的な方針」（令和2年4月14日付生産局長通知。以下「有機農業基本方針」という。）に即した重点目標を掲げ、農業者その他関係者及び消費者と連携しながら具体的に有機農業を推進する愛媛県有機農業推進計画（以下「県推進計画」という。）を策定する。

2 基本理念

- (1) 有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることから、有機農業の生産拡大に向け、多くの農業者が容易に有機農業に従事することができるようにするための取組を推進する。
- (2) 消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることから、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物やその加工品（以下「有機食品」という。）の生産、流通又は販売、輸出に取り組むことができるように推進する。

また、多くの消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにするための取組を推進する。

- (3) 有機農業の推進では、消費者や慣行農業者等の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることから、有機農業者と消費者、その他関係者との連携を促進するための取組を推進する。
- (4) 有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者の自主性を尊重する。

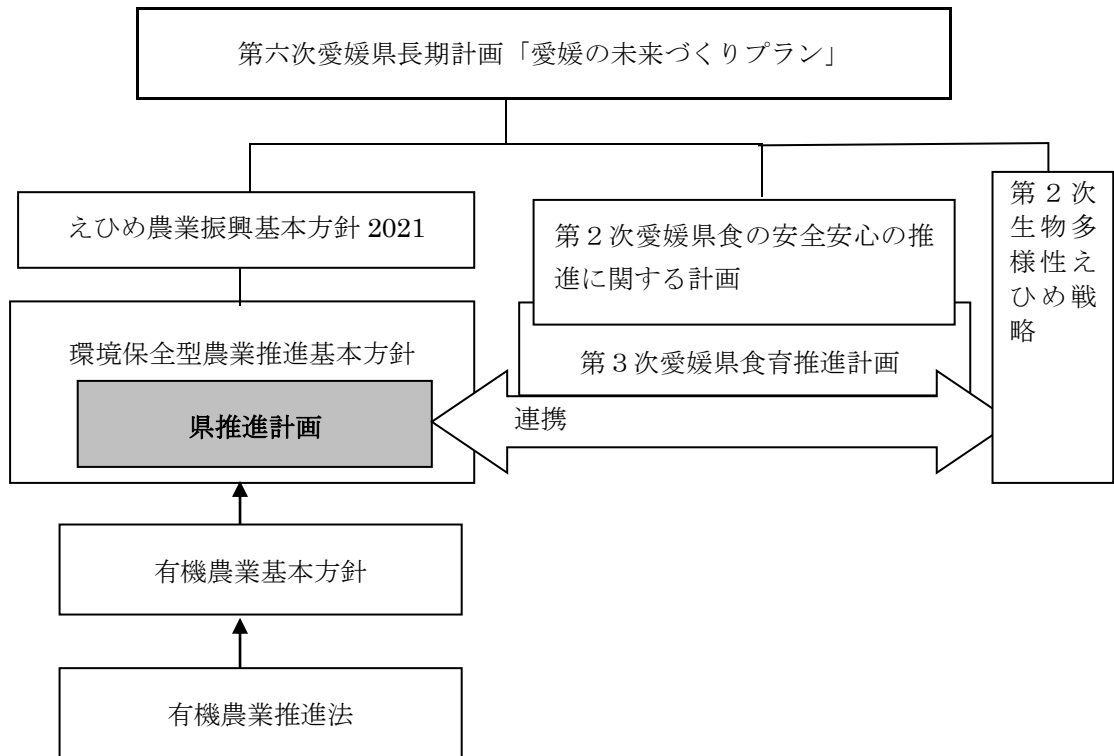
3 重点目標

- (1) 有機農業の拡大
 - 令和元年度の有機農業の現状は、取組面積 491ha、有機農業者数 992 人となっていることから、令和 12 年度に拡大目標として、有機農業の取組面積を 830ha 以上とすることとし、この目標の実現に向けて、有機農業者数を 1,700 人とすることを目指す。
- (2) 有機農業に関する技術の体系化
 - 安定的に品質・収量を確保できるよう有機農業の技術体系を主要な品目での確立を目指す。
- (3) 有機農業に関する普及指導体制の整備
 - 農業革新支援専門員、普及指導員による有機農業の指導体制を整備するほか、有機農業の取組や有機 JAS 制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成を目指す。
- (4) 有機農業に対する消費者等の理解の増進
 - 有機農業が化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であることや農業の自然循環機能を大きく増進するものであること、また、生物の多様性に及ぼす影響を低減させるための取組であること等を知る消費者の割合を、現状の 30% から 60% 以上とすることを目指す。
- (5) 有機農業により生産される農産物の流通環境の整備
 - 市場関係者との連携により、有機農業により生産される農産物の販路開拓、消費拡大を目指す。また、有機食品を週 1 回以上利用する消費者の割合（有機食品の購入、外食利用等を含む）を、現状の 22% から 25% 以上とすることを目指す。
- (6) 有機農業の推進体制の整備
 - 全市町段階において、有機農業推進協議会の設置及び市町有機農業振興計画の策定、先進的な有機農業者との連携を有する就農相談先を設けるなどの体制の整備を目指す。

4 県推進計画の位置付け

- (1) 有機農業推進法第 7 条第 1 項の規程に基づき、有機農業を具体的に推進するための県推進計画とする。
- (2) 第六次愛媛県長期計画における「次代を担う活力ある産業を創る」の中に位置付けるとともに、愛媛県環境保全型農業推進基本方針並びに他の関係計画等と調和を図りながら推進するものとする。

【他の関係計画との関連図】



5 県推進計画の期間

県推進計画の期間は、令和12年度までとする（情勢の変化を踏まえ、5年後を目途に中間評価を行い、見直しを検討する。）。

6 県推進計画の検討

有機農業を含む環境保全型農業の推進を目的として、学識経験者、消費者、食品流通業者、生産者、生産者団体で組織する「環境保全型農業推進会議」を平成13年8月に設置しており、本推進会議において県推進計画の進行管理等の検討を行う。

II 有機農業推進施策の展開方向

1 有機農業で生産される農産物の安定的な生産

(1) 現状と課題

- ①有機農業は、技術、経営の両面において農家間格差が大きい。
- ②一定の経験を有する農家間においても、経営の不安定性、不確実性が見られ、技術、経営面での対策が必要不可欠である。
- ③有機農業の取組面積は491ha、有機農業者数は992人であり、取組の拡大が求められる。
- ④有機農業の取組で培われてきた農法や経営ノウハウは、未だ農家レベルで散在しており、その実態把握と有効活用が求められている。

(2) 取組施策の展開方向

①有機農業を行う者に対する支援

支援内容	支援の具体的内容
ア 各種支援事業の活用等	<ul style="list-style-type: none"> ・各種補助事業を活用した、堆肥、温湯消毒機、米糠ペレット製造機、加工施設、農産物直売所等の生産、流通施設等の共同利用施設・農業機械の整備支援 ・農業改良資金等の農業制度資金の貸付け支援 ・環境保全型農業直接支払交付金を活用した有機農業者に対する直接支払支援 ・農業共済制度や収入保険制度を活用した補償
イ有機農業の取組支援	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業の取組や有機 JAS 制度等についての指導・助言

②新たに有機農業を行おうとする者に対する支援

支援内容	支援の具体的内容
ア 就農相談・有機農業の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・地方局、支局の地域農業育成室による就農相談 ・地方局、支局の地域農業育成室、産地戦略推進室による経営相談
イ 研修の実施やホームページによる研修受入等農家の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・技術普及グループ圃場（以下「技術普及G圃場」という。）等において、有機農業者の協力を得て、実証圃の設置と併せた研修の実施 ・新規就農者の実務研修に対する助成 ・県HP内の有機農業HPを拡充し、情報を提供 ・優良取組の情報発信
ウ 農業次世代人材投資事業の資金による交付	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農する者に対し、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付

③有機農業に関する技術の開発と成果の普及促進

支援内容	支援の具体的内容
ア 様々な技術を検索、組み合わせ、品質や収量を安定的に確保できる有機農業の技術体系を確立するための実態調査や実証試験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業を含む減農薬、減化学肥料栽培技術の開発、確立のための試験研究の実施 ・有機農業の技術や経営の実態調査の実施
イ 立地条件に適応した有機農業技術の研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の気象や土壌条件等に適応した有機農業を含む減農薬、減化学肥料栽培技術の開発、確立のための試験研究の実施
ウ 新たな技術を地域の農業生産現場に適応するための実証試験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・技術普及G圃場や各種補助事業を活用した農家圃場での実証圃設置 ・実証結果に基づき、有機農業に関する栽培マニュアルを改訂
エ 研究開発の成果に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・HP等による研究成果のPR、及び有機農業に関する栽培マニュアルによる研究成果の提供・普及
オ 農業者への研究開発の成果の普及	

カ 普及指導員等の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・普及指導員の有機農業に対する技術向上を図るための研修会への参加、及び市町、JA等担当者に対する研修の実施 ・有機農業の取組や有機JAS制度等に関する研修
---------------	--

2 有機農業で生産される農産物の生産・流通の拡大

(1) 現状と課題

- ①有機農業の取組面積は 491ha であり、有機農業により生産される農産物の流通量が少ない。
- ②流通量が少なく、更に不安定なため、流通関係者にとっては取扱いのリスクが生じる。
- ③有機農業で生産される農産物は、生産者と消費者や消費者団体、実需者（食品加工、外食等）が直接結びついて流通するものが多い。
- ④有機農業で生産される農産物は、外観や規格が不揃いになりやすいため、食品加工分野等を含めた販路の拡大が求められている。

(2) 取組施策の展開方向

①有機農業で生産される農産物の流通・販売面の支援

支援内容	支援の具体的内容
ア 消費者や実需者等との情報の受発信の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業により生産される農産物の利用促進と地産地消のネットワーク化を推進
イ 流通ルートへの拡大に向けた意見交換や商談の場の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の商談会やバイヤー、各業種との連携による販売促進活動の推進 ・地域内流通の拡大に向け、インショップや直売所で販売促進活動の推進。 ・農商工連携、6次産業化に関する情報提供
ウ 消費拡大に関する市町・消費者団体等の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業で生産される農産物の消費拡大、販路開拓に関する市町、消費者団体等の取組を推進

3 有機農業で生産される農産物の信頼の確保

(1) 現状と課題

- ①有機農業により生産される農産物の信頼確保のため、有機JAS規格や有機JAS規格に準じての生産が求められる。
- ②有機農業により生産される農産物の有機JAS規格に基づく表示ルール等について、生産者や消費者等への普及啓発が求められる。

③有機 J A S 認証のための書類作成は煩雑であり、認証取得の拡大を妨げる要因の一つとなっている。

④有機栽培でありながら、有機 J A S 認証を受けなければ「有機」の表示が出来ないため、有機農業者が有機 J A S 認証を取得するかしないかは、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機 J A S 認証を取得しやすい環境づくりが求められる。また、認証を取得しない場合であっても、その努力が報われるような表示方法の検討が求められる。

(2) 取組施策の展開方向

①有機農業で生産される農産物の適正な生産及び表示の推進

支援内容	支援の具体的内容
ア 有機農業により生産される農産物の生産指導	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等による P R 活動の実施 ・ G A P の取組推進
イ 有機農業により生産される農産物の有機 J A S 規格に基づく表示ルールの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対し、 J A S 法に基づく表示内容等を P R
ウ 有機農業により生産される農産物で、有機 J A S 認証を受けていない場合の表示方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県特別栽培農産物等認証制度の活用促進 ・有機 J A S 認証を受けていない場合の具体的な表示方法の検討
オ 遺伝子組換え作物の交雑による混乱が生じないための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的なルールに基づき、生産、流通上の混乱を生じないようにするためのガイドライン策定等を国へ要望
カ ゲノム編集技術を用いた農作物の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・国の動き等情報収集に努める

4 有機農業に対する理解の増進

(1) 現状と課題

①消費者や実需者の多くは、有機農業で生産される農産物を「安全・安心」、「健康によい」とのイメージによって選択している。

②有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を低減するものであり、生物多様性の保全に資するものであるとともに、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）につながるることについて、消費者や実需者の理解は十分とは言えない。

③有機農業の推進では、有機農業者と慣行農業者の相互理解を促進し、容易に有機農業に取り組める圃場環境を作る必要がある。

(2) 取組施策の展開方向

①消費者の理解と関心の増進

支援内容	支援の具体的内容
ア 有機農業に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP、パンフレット等を活用した有機農業に関する情報の提供 ・愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」を活用した有機農業に関する普及啓発の推進
イ 有機農業により生産される農産物に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県HP、パンフレット等を活用した有機農業により生産される農産物に関する情報の提供 ・各種イベント等における有機農業により生産される農産物コーナーの設置
ウ 田畑の生き物調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと水辺の生き物教室等の取組を活用した調査の実施
エ 生物多様性保全への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支払交付金の取組を活用した有機栽培等の推進

②有機農業者と消費者の相互理解の増進

支援内容	支援の具体的内容
ア 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習、都市農村交流等の活動と連携して、互いに理解を深める取組を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代の人たちに、地域の食文化を伝承 ・収穫、体験交流を通じた食育の推進 ・愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」を活用した有機農業により生産される農産物のPR、地産地消の推進
イ 学校における有機農業への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対する食育に関する授業の実施 ・地元有機農業者と連携した授業の実施 ・有機農業により生産される農産物を含めた地場産物の学校給食への導入促進

③有機農業者と慣行農業者の相互理解の増進

支援内容	支援の具体的内容
ア 意見交換会、各種講座等を通じ相互理解を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業者と慣行農業者の相互理解を増進するための意見交換会、各種講座等の開催

5 有機農業推進体制の整備

(1) 現状と課題

- ①有機農業は、これまで有機農業者や関係団体等が推進してきたものであり、その推進体制が脆弱である。

(2) 取組施策の展開方向

- ①県段階における推進体制の整備

支 援 内 容	支援の具体的内容
ア 県組織における連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県環境保全型農業推進会議の専門部会において庁内各課、試験研究機関等が連携
イ 関係機関・団体の連携体制の整備、ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・県環境保全型農業推進会議と市町段階の協議会等が連携し、有機農業に関する情報交換、推進方策を検討 ・地方公共団体の相互交流や連携を促すためのネットワーク構築
ウ 技術の研究開発等の推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の計画的かつ効果的な推進のための意見交換、共同研究等の場の設定 ・関係する研究開発の一元的な把握 ・地方局及び支局地域農業育成室、産地戦略推進室、農林水産研究所、病害虫防除所による土壌、病害虫診断の推進体制の維持
エ 有機農業者等の意見を反映する体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会や市町段階の協議会等、有機JAS認証機関、消費者団体等を通じて、有機農業者その他の関係者及び消費者の意見や考え方を把握し、国への要望及び施策への反映に努める

②市町段階における推進体制の整備

支 援 内 容	支援の具体的内容
ア 市町段階における協議会等の設置、市町有機農業振興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・市町段階における有機農業推進体制（市町、県地方局、JA等農業団体、農業者、消費者等）の推進 ・市町有機農業振興計画の策定の推進 ・先進的な有機農業者との連携を有する就農相談先を設けるなどの体制整備を推進する
イ 有機農業者等の意見を反映する体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会等を通じて、有機農業者その他の関係者及び消費者の意見や考え方を把握し、施策に反映する体制整備を推進する

③JAにおける推進体制の整備

支 援 内 容	支援の具体的内容
ア JAにおける生産・販売等支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・JAにおける生産、販売等支援体制の整備や市町協議会等への参加を推進する